

その他要望項目 要望内容・理由

〔国税関係〕

1. 産業全般に関する税制

(1) 企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

企業年金積立金に対する特別法人税は、2023年3月末まで適用が停止されているが、①公的年金を補完する企業年金制度の重要性がますます高まっていること、②厚生年金基金は原則非課税であり、制度間の中立性・公平性を欠くこと、③「拠出時・運用時非課税、給付時課税」が課税原則の基本に対して、国際的にも類例をみない運用時の課税であること、④「法人に課した税」ではなく、労働者が受給する「年金資産に対する課税」であることなどから、同特別法人税を廃止すべきである。

(2) 合同会社（日本版LLC）税制の創設

日本版LLC制度の創設に合わせ、現物出資の際の課税繰延とパス・スルー課税（構成員課税）を導入するなど、税制上の対応策を講じられたい。

(3) 適格組織再編に係る適格性判定要件の明確化及び緩和

組織再編の適格性判定に係る現行規定において、事業継続、従業員引継、継続支配、株式継続保有などについては「見込まれていること」が要件となっており、この「見込まれていること」について、通達あるいは例示の公表などを通じ、規定を明確化されたい。また、認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要があるものの、規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多く、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件を緩和して頂きたい。

(4) 時価評価算定方法の明確化

税制非適格時の時価評価が企業価値評価を含意するのか不明であるため、明確にすべきである。万一、企業価値評価を含意するのであれば、その算定方法も明記すべきである。また、どの時点（再編時、再編直前など）の時価をもって評価すべきか明確化して頂きたい。

(5) 特定資産の買換えの場合の圧縮記帳制度の恒久化

特定資産の買換えの場合の圧縮記帳制度における「長期所有土地等から

建物、機械装置等への買換え」は、企業の長期保有土地の有効利用、事業再構築などを推進し、産業の合理的配置など国の社会・産業政策に沿った資産の買換えのために大きな役割を果たしていることから、恒久的な制度とされたい。

(6) 確定拠出年金制度の改善

超高齢化社会の到来に備え、確定拠出年金に係る拠出限度額の撤廃、あるいは拠出限度額の引き上げを行われたい。

(7) 役員賞与の損金算入要件の緩和

「役員報酬」は、利益連動型給与など損金算入の容認や事前確定届出給与などでの一部緩和措置の採用が行われたものの、依然としてその要件が厳格で利用し難いため、役員賞与の損金算入要件を緩和されたい。

(8) 業績連動型の譲渡制限付株式の損金算入

平成29年度税制改正にて、「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備として、リストラクテッド・ストックにおける一定の時期に確定した金額又は数を交付する役員報酬（①類型「事前確定届出給与」）については損金算入可能となったが、1年以上の期間の業績に連動した株式等を交付する役員報酬（②類型）については、損金不算入のままとなっている。これは、「評価の方法や実務が確立していない」、「会計上の取扱いが不明確」という理由で、当面对象外とされたことが財務省HPの「平成29年度税制改正の解説」に記載されている。2019年5月27日に日本公認会計士協会より「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」が公表され、会計上の取扱いが整備されてきている状況であり、また、2019年5月末までにリストラクテッド・ストックの導入を公表した企業は313社にもものぼり、実務も確立してきていると思われるため、業績連動型の譲渡制限付株式の損金算入を認めて頂きたい。

(9) 電話加入権の損金算入

電話加入権の実勢相場は下落傾向を強めており、更には近い将来に電話加入権が廃止される方向性を踏まえ、現在、非減価償却資産となっている電話加入権の損金算入を認められたい。

(10) 連結経営における寄付金問題の明確化

連結経営の重要性が高まる中、親法人として連結経営のために支出する費用は年々増加しているが、当該費用については寄付金の問題が生じうるため、寄付金該当の有無の判断要件を明確化して頂きたい。

(11) 有価証券の取得価額に含めるべきDD費用の範囲の明確化

M&A（企業の合併・買収）のデュー・ディリジェンス（DD）費用は有価証券の取得価額に含める必要があるが、その費用の範囲を明確にして頂きたい。

(12) 連結納税下の組織再編税制の改善

① 無対価再編

完全支配下の組織再編を行う場合であっても、孫会社を対象とした無対価の再編等は非適格となる場合があるため、適格組織再編として頂きたい。

② 譲渡損益調整資産（合併による連結子法人株式の消滅）

連結納税下で連結子法人株式の譲渡を実施した場合、譲渡損益が繰り延べられるが、その後、当該子法人を被合併法人とする適格合併を行った場合に、繰り延べた譲渡損益を計上することになるため、適格合併による同株式の消滅は、譲渡損益の計上事由から除外すべきである。

(13) 労働集約型産業の生産性向上及び省人化推進の支援

人手不足が深刻になりつつあり、特に労働集約型産業ではその状況が顕著であるため、同産業の生産性向上や省人化推進に資する税制上の支援策をお願いしたい。

(14) 税法における中小企業定義の見直し

税法上の中小企業の定義は、資本金1億円以下の企業とされているため、実際の企業規模に関わらず、減資によって大企業が中小企業の優遇措置を受けることも可能となっている。税負担の公平性を確保するため、中小企業の基準を資本金ではなく、売上高や総資産額等、恣意的に金額を操作できないものにすべきである。

また、税法における区分は中小企業と大企業の2種類のみであるため、新たに中堅企業の区分を追加し、支援策を講じて頂きたい。

2. 税制の簡素化、合理化など、その他の税制

(1) 寄付金の損金算入枠の拡大

企業は社会への貢献を強く求められており、公益法人など各種団体からの寄付要請に応えねばならない社会状況に鑑み、寄付金制度について次の

措置を認められたい。

- ① 一般寄付金の損金算入限度額の引き上げ
- ② 特定公益増進法人などに対する寄付金の全額損金算入

(2) 法人住民税均等割の損金算入

法人住民税の均等割は資本金などの額及び従業者数により定められており、企業にとって一種の必要経費と考えられるため、法人税の計算上は損金に算入することを認められたい。

(3) 交際費損金不算入の不合理の改善

交際費課税を受けている費用の中には、企業経営上必要不可欠なものも含まれていることから、事業規模に見合った範囲での損金算入を認められたい。

(4) 会社が負担する海外個人所得税の非課税化

日本の居住者である海外出張者が、現地法令により海外個人所得税を課され、これを会社が負担した場合、税務当局による課税実務においては、給与所得であるとされているが、

- ① 会社が負担するのは、会社の業務遂行の必要性による業務命令によって海外出張者が被った「経済的損失の回復」を目的とするものに過ぎず、所得税法施行令第22条に掲げる「非課税とされる在外手当」に類するものであると考えられること
- ② 「業務の遂行に関連するもの」である場合は、給与ではないとする法人税基本通達（9-5-5、9-7-16）の取扱いとの間に不整合があると考えられること
- ③ 所得税法においても、個人の外国税額控除制度が用意されているが、当該制度を適用しても、一部の二重課税の排除に留まることが多いこと、などから、所得税法上の取扱いにつき、経済的利益のない非課税所得である旨通達などにおいて明らかにされたい。

また、海外赴任者の日本への帰任後に会社が負担した海外赴任期間に対応する海外個人所得税額が給与所得として扱われることについても、税額が海外赴任期間中に確定しないというやむをえない事情の存在を無視した課税と考えられるため、同様に経済的利益のない非課税所得である旨を通達などで明らかにされたい。

(5) 国内源泉所得を租税条約の規定で読み替える場合の、駐在員事務所などの設備の使用料の除外

租税条約で債務者主義が採用され、かつ使用料の規定に設備が含まれて

いる場合、非 P E (恒久的施設)の駐在員事務所で賃借している車、コピー機等の使用料に源泉徴収義務が生じる。これらは契約も送金も現地で完結しているため、業者から日本国の税金負担の理解を得られず、納税義務者側の負担にならざるを得ない。源泉徴収を強行するとすれば、現地で設備の賃借もできず、現地での事業遂行に著しい支障を生じることになる。このように源泉徴収義務者が納税負担を事実上予定されている様な仕組みは源泉徴収制度の趣旨から完全にはずれるものであり、制度の手当が是非とも必要である。

(6) 事業再編における減価償却費・準備金繰入の期中損金算入など届出手続きの見直し

適格分社型分割などにおける減価償却費・準備金繰入の期中損金経理額などの損金算入に関する届出について、事務手続きの簡素化のため、提出の廃止ないし確定申告書添付への変更を行って頂きたい。

(7) 借地権課税における相当の地代価額の引き下げ

借地権設定における権利金の認定課税について、近年の市場金利及び土地への投資における利回りの実態を鑑み、相当の地代を更地価額の年 6 % から年 3 ~ 4 % 程度まで引き下げられたい。

(8) 法人税法上、未経過固定資産税を資産の譲渡対価として扱わないことの通達による明確化

法人税法上、固定資産税の課税対象資産の所有権が年の中で移転した場合に、取引当事者間で商慣習として通常授受されるいわゆる「未経過固定資産税」を固定資産税そのものではなく「固定資産税相当額」として当該資産の譲渡対価であるとする取扱いが定着しているが、次の理由により、「未経過固定資産税」を資産の譲渡対価として扱わないことを通達に明記することを要望する。

- ・ 固定資産税の負担を所有権の移転に伴い按分することは、資産の所有コストを所有期間に応じて分担し合うというものであり、経済的行為として合理性があること。
- ・ 固定資産税の負担を所有権の移転に伴い按分するのは、固定資産税の仕組みが賦課期日を 1 月 1 日としていることに基づくやむを得ないことから行われる便法であり、したがって固定資産税相当額は固定資産税そのものであると解されること。
- ・ 会社分割において分割法人と分割承継法人との間で未経過固定資産税の授受が行われると、現行の組織再編税制上移転資産の対価として金銭の交付があったとされ、同税制の適格性判定に関する規定が想定していないと

ころにおいて、分割が非適格とされてしまう可能性が残っていること。

(9) 控除対象外消費税の損金経理要件の撤廃

控除対象外消費税を損金計上するためには、法人税法施行例139条4により損金経理が要件とされている。一方、正確な控除対象外消費税額の算出には、当年度末までに計上された全ての仮払消費税を3区分し、自己宛輸出等のみなし輸出額を含めた課税売上割合の算定が必要になることから、決算時には間に合わず、申告時に算出している企業が大部分である。そのため、企業実務を考慮し、損金経理要件を撤廃して頂きたい。

(10) 税法上の繰延資産の範囲の明確化

税法上の繰延資産の範囲については、法令等において具体的に示されている公共的施設の負担金等の他、「自己が便益を受けるために支出する費用で、支出の効果が1年以上に及ぶもの」という包括的な概念規定が設けられている。このため、どのような支出が税法上の繰延資産であるかの判別が困難であるとともに、償却期間となる「支出の効果が及び期間」の判定も容易ではない。また、この規定の解釈の違いによる課税の問題も生じることとなるため、税法固有の繰延資産は廃止あるいは縮減をして頂きたい。

(11) 税理士法の緩和

連結子法人が連結親法人の連結確定申告書を作成することは、他人の求めに応じて税務書類の作成を行うこととなり、税理士法第52条に違反する懸念がある。一方、最適な連結経営に資するため、財務部門の機能の一部を親法人から切り離すケースもあるため、少なくとも連結納税グループについては、第52条の要件を緩和して頂きたい。

(12) 所得拡大促進税制の適用期限延長及び簡素化

来年3月末にて期限が満了する所得拡大促進税制について適用期限を延長されたい。また、平均給与等支給額の計算における継続雇用者給与等支給額の集計について多大な事務負担を要しているため、継続雇用者以外の雇用者を含めた給与等支給額で平均給与等支給額の要件を満たした場合でも同税制の適用が可能となるように改正をお願いしたい。

(13) 納税証明書取得の条件における、利子税・延滞税・延滞金既納条件の除外（緩和）

延滞税等の計算は、課税期間、課税標準、年度ごとの税率等の複数の要素が絡むために計算が複雑になって誤りが生じやすく、企業側がいくら精緻に試算をしても、実際的要納付額との間に差額が生じる場合が少なくない。

未納額が生じていると納税証明書が取得できず、時期によっては入札等の企業活動に悪影響を与える一方、過納付となっていれば還付が発生する。地方税では多数の自治体から少額の還付金を受け取るような事象が生ずることもある。

このような状況に鑑み、特に地方税の延滞金について、修正申告後の自治体からの通知に従って確定した延滞金を納付できるようにして頂きたい。この際、納税証明書が取得できないことが起きないように、修正申告後に対象となる自治体からの通知が届き、社内支払処理に通常必要とされる期間までに生じる延滞税等は未納税額としないような措置を合わせてご検討頂きたい。

(14) 地方税及び延滞金等の一括還付制度の導入

地方税及び延滞金の過誤納還付について、共同収納体が各自治体の還付額を計算した上で、納税者に一括還付されるようにして頂きたい。

各自治体が重複して行う業務(還付額の計算、計算書の作成、還付額の送金手続き)を最小化することで税務行政のスマート化を実現し、納税者の利便性向上につなげて頂きたい。

〔地方税関係〕

(1) 固定資産税・都市計画税の抜本の見直し

固定資産税・都市計画税について、次に掲げる項目を含め抜本的な見直しを行って頂きたい。

- ① 土地については、地価が一貫して下落を続ける中で、その負担（不動産取得税・登録免許税について同じ）が過重なものとなっており、地価公示価格に対する7割評価の是非も含め、収益力に対して過重な負担とならないよう評価水準などの見直しを図られたい。
- ② 建物については、評価方法に関する抜本の見直し（収益還元価値を基準とする評価方法への転換）を図られたい。

(2) 法人事業税並びに住民税法人税割の超過税率の撤廃

地方税法では標準税率を定めており、特例として各地方自治体の財政状況によって超過税率(標準税率の2割増を限度)を適用することを認めているが、現状は多くの自治体が超過税率を適用しており、企業に過重の税負担を強いっているため、法人事業税並びに住民税法人税割の超過税率を撤廃されたい。

(3) 建設工事現場などの法人事業税・住民税に対する課税対象判定期間の改善

現行通達上では設置期間が6カ月を超えると「事務所・事業所」に該当し、その地方自治体から受ける便益に比べて法人事業税、法人住民税の納付が大

きな負担となっているため、設置期間が1年未満の仮設的、短期的に設置される建設工事現場などについては原則非課税とされたい。

(4) 法人住民税均等割の適正課税

法人住民税の均等割は資本金等の額及び従業者数により定められており、現行方式では資本金の大きな企業の小規模事務所（1人事務所等）は受ける便益に比べて過重な負担となっていることから、法人住民税の均等割額を事務所の規模に応じた応益的なものに改め、税率の区分を細かくされたい。

(5) 事業所税の廃止あるいは事業所税の免税点判定における「みなし共同事業」要件基準の見直し

事業所税は、事業税の外形標準課税と類似の課税標準であり、二重課税であるため、早急に廃止されたい。廃止されない場合、事業所税については、免税点判定における「みなし共同事業」要件基準の見直しを行われたい。例えば、既に単一の会社として免税点を超えて納税義務者となっている場合、グループ全体の事業合理化のためにグループ会社の入居家屋を集約するような場合においては、みなし共同事業課税の免税点の判定における床面積（または従業者数）に算入しないことを要望する。

(6) 連結納税法人に対する地方税中間申告の仮決算方式の導入

連結納税制度における法人税の中間申告が前年度実績による予定申告又は仮決算による中間申告の何れかを選択できるのと同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においても何れかを選択できるようにされたい。

(7) 非住宅用地の固定資産税負担の適正化

非住宅用地の固定資産税負担の均衡化・適正化は、平成16年度税制改正で地方条例による減額措置が創設されたが、減額による減収に対する国庫よりの財源措置が図られない（地方交付税の不対象）こともあり、一部の自治体を除いてほぼ全ての自治体において減額措置が見送られている。負担水準の均衡化・適正化は全国一律に図られるべきであり、負担水準の上限の引下げ（70%から60%へ）を地方税法において速やかに措置するべきである。

(8) 地方税独自課税（法定外普通税等）への対応

地方自治体が独自で新税創設等を行うことが多くなるため、全ての税目について納税者への事前説明と意見聴取することを法制化すべきである。

また、特定県において実施されている臨時の特例企業税は、企業活力を低下させるため、即刻廃止されるべきである。

(9) 事業税外形標準課税の見直し－付加価値割の算定方法の簡素化、資本割の課税標準の見直し

事業税外形標準課税は、雇用の維持・拡大や自己資本の充実等に悪影響を及ぼすほか、企業の国際競争力をそぐなど問題が多いので、内容を抜本的に見直して頂きたい。内容の抜本的見直しが困難な場合、現在の付加価値割の算定方法が煩雑で納税実務負担が大きいため、算定方法を簡素化して頂きたい。

また、資本割の課税標準について、会計上の「資本金＋資本準備金」を上限として頂きたい。グループ内の適格組織再編の結果、法人税上の資本金等の額が増え、税制適格を選択したにも関わらず非適格再編をした場合と比べ、資本割の負担が大幅に増えるケースがみられ、著しく不公平な税負担となっている。

(10) 固定資産に係る評価時期の見直し

減価償却費の評価額の算出は、国税と地方税とでは評価時期が異なり、複雑な税務申告における実務を強いられているため、それぞれ評価額の計算時期を会計年度末にそろえるなど、企業における税務申告の簡素化を図って頂きたい。